

飯塚市障がい者住宅改造助成事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第23号

改正 H20-29、R3-373

(趣旨)

第1条 この告示は、障がい者の自立を助長するとともに、介護を行う者の負担を軽減するため、在宅の障がい者がいる世帯に対し、住宅を障がい者の居住に適するよう改造(維持補修は除く。)する費用の一部を予算の範囲において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(H20-29全改)

(助成対象とする世帯)

第2条 助成の対象は、市内に居住し、次のいずれかに該当する者がいる世帯又はこれらと同居しようとする者がいる世帯で、住宅改造を必要と認めた世帯とする。

(1) 身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障がい者手帳の1級若しくは2級に該当する者又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する補装具として車いす等の交付を受けており、市長が特に必要と認めた者)

(2) 知的障がい者(療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)で規定する療育手帳の交付を受け、障がいの程度欄に「A」と表示させた者又は療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、更正相談所若しくは専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定若しくは診断により知能指数35以下と認められる者)

(3) 重複障がい者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ、身体障がい者手帳の3級に該当する者)

2 前項の規定にかかわらず、助成の対象とする世帯生計中心者の当該年度住民税及び前年所得税の課税世帯は助成対象としない。

3 前項の住民税、所得税の見直しは7月1日を基準として行う。

(H20-29全改)

(助成対象とする住宅改造)

第3条 助成対象とする住宅改造は、玄関、廊下、浴室、便所等の障がい者が利用する部分に係るもので、かつ、当該障がい者の自立が助長され、日常生活の利便を図り、介護者の負担が軽減される改造とする。ただし、住宅改造費の助成申請前に工事に着手又は完了している改造は、対象としない。

2 助成対象とする住宅改造は、原則として、次のいずれかに該当する住宅改修費を

優先し、かつ、その額が同事業給付限度額に達していることを前提とする。

(1) 障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第209号)に規定する住宅改修費の種類が含まれるとき。

(2) 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって、障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをするときは、上肢障がい2級以上の者)で当該助成対象工事に障がい者地域生活支援事業実施要綱に規定する住宅改修費の種類が含まれるとき。

(3) 当該助成対象工事に介護保険の住宅改修費の種類が含まれるとき。

(H20-29全改)

(助成額)

第4条 助成額は、300,000円を限度とする。

(H20-29全改)

2 助成額は、改造に要した額と助成基準額のいずれか低い額に別表に定める世帯生計中心者の収入状況に応じた助成率を乗じて得た額とし、この場合において、千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(H20-29一改)

(助成回数)

第5条 助成は、当該住宅につき1回限りとする。ただし、障がい者の身体状況の変化等新たな助成が必要と認められる場合は、この限りでない。

(H20-29一改)

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする世帯の生計中心者(以下「申請者」という。)は、障がい者住宅助成改造助成申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改造見積書(様式第2号)

(2) 平面図及び改造を要する部分の写真

(3) 借家及び間借りの場合は住宅改造承諾書(様式第3号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

(H20-29一改)

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査及び審査を行い、助成の可否を決定し、その結果を決定・却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するも

のとする。

2 申請者は、原則として市長からの決定通知を受けた後に住宅の改造を行うものとする。

(H20-29一改)

(完了届)

第8条 申請者は、工事が完了したときは、障がい者住宅改造工事完了届(様式第5号)に次の書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 請求書の写し

(2) 改造した部分の写真

(H20-29一改)

(審査及び助成額の決定)

第9条 市長は、前条の規定により提出のあった完了届等を審査のうえ、助成額を確定し、助成金額確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(H20-29一改)

(助成金の支給)

第10条 市長は、前条の規定により助成金額の通知をもとに申請者から障がい者住宅助成金請求書(様式第7号)の提出があったときは、当該助成金を支給するものとする。

(H20-29一改)

(決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消し、又は支給した助成金の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の請求若しくは受領に不正の行為があったとき。

(2) 助成の対象となった住宅改造を中止したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

(H20-29一改)

(死亡の場合の助成金の支給)

第12条 障がい者が改造工事完了前に死亡した場合には、助成額の範囲内で必要と認める額を支給することができるものとする。

(H20-29一改)

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(H20-29一改)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成12年)、穂波住みよか事業費補助金交付要綱(平成12年)又は筑穂町高齢者等住宅改造費補助金交付要綱(平成8年筑穂町告示第32号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日 告示第29号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日 告示第373号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

(H20-29一改)

助 成 率

対象世帯の階層区分		助成率
A	生活保護世帯	10分の10
B	世帯生計中心者の当該年度住民税及び前年所得税非課税世帯	10分の9

障がい者住宅改造助成申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

申請者 (世帯の生計中心者)	住 所	
	氏 名	
	続 柄	
	電 話 番 号	

次のとおり、障がい者住宅改造助成事業に係る助成を申請します。

なお、世帯の所得状況を地方税法に基づく課税台帳等により確認されること及び調査のための家屋内立ち入りを承諾します。

1 対象者

住 所					
氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生(歳)	
身体障がい者手帳	番 号		等 級	の 級 第 種	
	障がい名		交付年月日	年 月 日	
療 育 手 帳	番 号				
	障がいの程度		交付年月日	年 月 日	
そ の 他					

2 世帯の状況

氏 名	対象者との続柄	生 年 月 日	備 考

3 住宅の状況 持 家 借 家 借 間
持家の場合は所有者名

4 改造箇所及び内容

改造箇所 内容	玄関 その他()	廊下	階段	居室	浴室	便所	洗面所	台所
------------	--------------	----	----	----	----	----	-----	----

5 改造工事期間 着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

6 改造に要する経費(総工事費) 円

施工業者	住 所	電話番号
	代表者氏名	

市町村確認欄

1 対象者	障がい者 (身体障がい者 知的障がい者 重複障がい者)
2 住宅の状況	身体状況(日常生活の状況等)
3 改造内容(効果)	
4 世帯生計中心者の所得状況	
税額 当該年度住民税	円 前年所得税課税年額 円
助成率階層区分	A(助成率 10 / 10) B(助成率 9 / 10)
5 総合意見欄	
年 月 日	
確認者 職・氏名	
印	

添付書類 対象経費の見積書の写し 平面図
改造を要する部分の写真 住宅改造承諾書(借家・借間の場合)

様式第2号(第6条関係)
(H20-29一改)

障がい者住宅改造見積書

年 月 日

見 積 書	住 所 (所 在 地)		
	氏 名 (名 称 及 び 代 表 者)	印	
	電 話 番 号	電話	
		担 当 者 名	

別紙明細書、平面図のとおり見積ります。

申 請 者	住 所	
	氏 名	

見 積 額								円
-------	--	--	--	--	--	--	--	---

見積額は、諸経費及び消費税を含んだ額

障がい者住宅改造承諾書

年 月 日

家 主	住 所	
	氏 名 (名 称)	
	電 話	

次の住宅について、改造することを承諾します。

借 家 人	住 所 (住宅の所在地)	
	氏 名	
改 造 内 容 の 概 要		
条 件		

市からの注意

この住宅改造に要する費用については、申請書類等審査のうえ費用の一部を市から助成しますが、転居などの場合に原状回復に要する費用は支給されませんのでご注意ください。

様式第4号(第7条関係)
(H20-29、R3-373一改)

決定・却下通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付けで申請のあった障がい者住宅改造事業については、次のとおり助成・却下することに決定しましたので通知します。

1 助成内容

助成予定額 円
助成の対象とした改造内容

2 却下の理由

なお、この決定に不服があるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に飯塚市長に対して異議申立てをすることができます。

(問い合わせ先)

障がい者住宅改造工事完了書

第 号
年 月 日

(あて先)飯塚市長

住 所

氏 名

年 月 日付で申請した障がい者住宅改造事業に係る工事について、次のとおり完了しましたので届け出します。

1 工事に要した費用

2 工事箇所

3 工事期間 着工 年 月 日
完了 年 月 日

担当者確認欄

年 月 日	確認者	職・氏名	印

添付書類

当該工事代金請求書の写し

改造した部分の写真

様式第6号(第9条関係)
(H20-29一改)

助成金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付けをもって決定通知した障がい者住宅改造事業について、次のとおり助成金額の確定をしましたので通知します。

助成確定金額

円

様式第7号(第10条関係)
(H20-29、R3-373一改)

障がい者住宅改造助成金請求書

金	額								円
---	---	--	--	--	--	--	--	--	---

障がい者住宅改造助成に要する費用として、上記の金額を請求します。

年 月 日

(あて先)飯塚市長

(請求者)住 所

氏 名

印

1 振込み(請求者又は受任者)

2 窓口(請求者又は受任者)

振 込 先	銀行	本店
金 融 機 関 名	信用金庫	支店
普通・当座	口座番号	NO
預 金 名 義 者		

委 任 状

年 月 日

(あて先)飯塚市会計管理者

(委任者)住 所

氏 名

次の者を代理人と定め、上記助成金額の受領については一切の権限を委任します。

件 名	障がい者住宅改造助成金
金 額	円也
受 任 者	住 所 氏 名